

東京都公報

発行
東京都

目次

86

条 例

- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…三
- 東京都景観条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉局）…三
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例……………（同）…四
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…六
- 東京都営空港条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…六
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…六
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七

条例のあらまし

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

一 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二三号）の施行による建築基準法（昭和五十五年法律第二〇一号）の改正に伴い、特定業務施設等誘導地区内の建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料の規定を設けます。

（例）特定業務施設等誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 一六〇、〇〇〇円

二 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

●東京都景観条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

一 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二三号）の施行による景観法（平成一十六年法律第一一〇号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

一 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六九号）等の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和八年一二月二五日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

一 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六九号）等の施行による児童福祉法（昭

和二二年法律第一六四号)等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年二月二十五日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第七六号)

一 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六九号)等の施行による児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和八年二月二十五日から施行します。

●東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第七七号)

一 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六九号)の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成一八年法律第七七号)の改正等に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和八年二月二十五日から施行します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第七八号)

一 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和六年法律第六九号)の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成一八年法律第七七号)の改正等に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けます。

二 この条例は、令和八年二月二十五日から施行します。

●東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(条例第七九号)

一 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和七年法律第六七号)の施行を踏まえ、東京信用保証協会に対して東京都が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関する規定を改めるほか、規定を整備します。

(例) 権利の放棄を可能とする事由の追加

早期事業再生計画に基づいて事業者が事業再生を行う場合

二 この条例は、令和八年二月一日から施行します。

●東京都空港条例の一部を改正する条例(条例第八〇号)

一 大島空港ターミナルビルの応接室の設置に伴い、建物使用料に係る規定を設けます。

(例) 応接室を使用する場合

一時間 三、六〇〇円

二 この条例は、令和八年一月二〇日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例(条例第八一号)

一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和七年総務省令第一〇一号)の施行に伴い、サウナ設備を一般サウナ設備と簡易サウナ設備とに区分し、簡易サウナ設備の管理等の基準を定めるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第八二号)

一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和八年政令第一七九号)の施行に伴い、葬祭補償の額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和八年四月一日から適用します。

条 例

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十二号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款中三十一の七の項から三十一の十一の項までを三十一の九の項から三十一の十三の項までとし、三十一の六の項の次に次のように加える。

三十一の七 建築基準法第六十条の四第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

三十一の八 建築基準法第六十条の四第二項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

特定業務施設等誘導地区 内の建築物の容積率及び 建築面積に関する制限の 適用除外に係る許可申請 手数料	十六万円	許可申請のと き。
特定業務施設等誘導地区 内の建築物の高さに関す る制限の適用除外に係る 許可申請手数料	十六万円	許可申請のと き。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都景観条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十三号

東京都景観条例の一部を改正する条例

東京都景観条例（平成十八年東京都条例第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「第十六条第七項第十一号」を「第十六条第八項第十二号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第十一条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三の見出しを「（インクルージョンの推進）」に改める。
第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止等）

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
第四十九条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十七条中「第三十五条」の下に「第四十四条」を加え、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第七十六条及び第七十六条の二中「第四十三条まで、第四十五条から」を削り、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第七十八条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第七十九条中「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第七十九条の九及び第八十七条中「第四十三条まで、第四十五条から」を削る。

附則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。ただし、第三十条の三の見出し及び第四十九条第二項の改正規定、第五十七条の改正規定（「第三十五条」の下に「第四十四条」を加える部分を除く。）、第七十六条の改正規定（「第四十三条まで、第四十五条から」を削る部分を除く。）、第七十六条の二の改正規定（「第四十三条まで、第四十五条から」を削る部分を除く。）並びに第七十八条及び第七十九条の改正規定は、

公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止等）

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十七号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十條の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第二十一条 認定こども園の設置者は、法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十八号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第十七条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十九号

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第二条第二十一項」を「第二条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第十四条第一項の規定により作成された早期事業再生計画（保証協会が当該事業再生計画に係る権利変更議案（同法第十一条

に規定する権利変更議案をいう。）に対し、同法第二十条第一項に規定する同意を行おうとする場合に限る。）

附 則

この条例は、令和八年十二月十一日から施行する。ただし、第三条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都営空港条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都営空港条例の一部を改正する条例

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二建物使用料の部大島空港ターミナルビルの項を次のように改める。

大島空港ターミナルビル	応接室を使用する場合	一時間 三千六百円
	その他の場合	一月一平方メートルにつき 千九百三十六円

附 則

この条例は、令和八年十月二十日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十一号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。第七条の二の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第一項各号列記以外の部

分中「サウナ設備」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号及び同条第二項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第三項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に、「前条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、同条を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（簡易サウナ設備）

第七条の二 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）は、温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けなければならない。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第三条第一項第一号から第七号まで、第十二号、第十五号及び第十七号並びに同条第三項第一号から第五号まで並びに第五条第一項の規定を準用する。

第十八条に次の一項を加える。

3 液体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第十九条に次の一項を加える。

3 固体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、前条第三項の規定を準用する。

第二十条に次の一項を加える。

2 気体燃料を使用する器具のうち、調理に用いるものについては、第十八条第三項の規定を準用する。

第二十一条に次の一項を加える。

3 電気を熱源とする器具のうち、調理に用いるものについては、第十八条第三項の規定を準用する。

第三十六条第二項第三号中「サウナ室」を削る。

第五十七条第一項第八号を次のように改める。

八 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第五十七条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

第六十四条第一項第一号中「第七条の二第三項」を「第七条の二第二項、第七条の三第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条から第二十一条までの改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年十月十六日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十二号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 新条例第十八条の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第十八条又は付則第三十七項の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額（同項の規定に基づくものにあつては、その額が六十六万円未満であるものに限る。）は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

